⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 November 2017 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 2 November 2017. if by mail, 4 : 00 P.M. 2 November 2017)
⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 27 November 2017
⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 27 December 2017 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 27 December 2017. If by mail 11 : 00 A.M. 27 December 2017)
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Masuo Aoki, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 3―13―15 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 812―0013 Japan Tel. 092―260―6115 Fax. 092―260―6118

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成29年10月23日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
○第12号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　青山通り計画施設建築物基本設計等業務
⑶　業務内容　青山通り計画施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。
①　基本設計
②　既存建物解体設計業務
③　工事費算定図作成業務
④　工事費算定に係る積算業務
⑷　履行期限　契約締結日翌日から平成32年3月31日（予定）
（1次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了　契約締結日翌日から平成31年4月30日（予定）
2　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。
③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑥　元請として受注し、平成19年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。
Ⅰ　高さ31m超かつ延べ面積10,000㎡以上の事務所を含む複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務　「事務所」とは、平成21年国土交通省告示十五号別添二第四号とする。「複合用途の建築物」とは事務所と他用途との複合建築物で床面積の50％以上が事務所である建築物とする。
⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月23日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、東日本都市再生本部長から青山通り計画施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
⑵　専門分野別の技術職員の状況
⑶　業務の実績
⑷　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容
⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容
⑵　過去の実績の技術的評価、業務実施計画　管理技術者及び主任担当技術者の過去の実績、動員計画、工程計画の妥当性
⑶　業務実施方針及び手法　説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
⑷　評価テーマに対する技術提案の内容　提案の的確性、独創性、実現性
5　手続等
⑴　担当本部等　〒163―1313 東京都新宿区西新宿6－5－1　新宿アイランドタワー13F　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部経理課　電話03―5323―0469　FAX03―5323―0638
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　説明書については、機構HPにて公表する。なお、説明書の交付を希望する場合は、交付のほか、宅配便着払いにて送付する。
①　交付の場合
交付期間　平成29年10月23日（月）から平成30年1月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。
交付場所　〒163―1313 東京都新宿区西新宿6－5－1　新宿アイランドタワー13F　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業企画部設計企画課　電話03―5323―0503　FAX03―5323―0989
②　宅配便着払いにて送付の場合　申込書をFAXにて下記の期間に送付し、申し込むこと。（書式については、独立行政法人都市再生機構ホームページに掲載されている掲示文を参照）（送料は交付申込者の負担とする。）
事業企画部設計企画課にてFAX受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で説明書販売契約が成立するものとする。
コピーセンターは、FAX受領後、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、説明書が申込者に到着するように発送する。
3営業日を過ぎても説明書が到着しない場合は、事業企画部設計企画課に電話にて確認すること。
交付期間　平成29年10月23日（月）から平成30年1月26日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。
申込先　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ
送信先　FAX03―5323―0989（注　この番号は、事業企画部設計企画課のFAX番号）
問合先　〒163―1313 東京都新宿区西新宿6－5－1　新宿アイランドタワー13F　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業企画部設計企画課　電話03―5323―0503
⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限　平成29年11月14日（火）午後4時まで
提出場所　〒163―1313 東京都新宿区西新宿6－5－1　新宿アイランドタワー13F　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　事業企画部設計企画課　電話03―5323―0503　FAX03―5323―0989
提出方法　あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
⑷　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限　平成30年1月26日（金）午後4時まで
提出場所　上記⑶に同じ。
提出方法　上記⑶に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。